

障害者福祉事業の整備状況について

これまで、当事者等のニーズ及び近年の社会状況等を踏まえ、障害児者等へより良いサービスが提供できるよう、下記の通り整備を行ってきたところである。

1. 周知

- (1) 障害者福祉課のホームページの充実
- (2) 障害者福祉サイトの開設
- (3) 「手当に関するご案内」リーフレット作成及び配布

2. 施設の充実

- (1) 心身障害者福祉会館の機能の充実
- (2) 就労継続支援 B 型事業所 1 か所増
- (3) 精神障害者グループホーム（ユニット）3 か所増

3. 支給決定基準の見直し 平成 31 年 4 月 1 日施行予定

- (1) 品川区障害者介護給付費等支給決定基準の見直し
 - ① 自立生活援助、就労定着支援を新たに規定する。
 - ② 各サービスの支給量について見直しを行う。
 - ③ 「支給量（上限基準量）」を「支給量」に改め、また「サービス利用要件」及び「サービスの内容」の表記を改める等、文言整理を行う。
- (2) 品川区障害児通所給付費等の支給決定基準の見直し
 - ① 居宅訪問型児童発達支援を新たに規定する。
 - ② 保育所等訪問支援の訪問先の対象者に乳児院・児童養護施設を追加する。
 - ③ 児童発達支援の一部及び放課後等デイサービスの支給について、「一月の基本となる支給回数」を「月 10 日」としていたが、「一月一人あたりの原則上限日数」を「各月の日数から 8 日を控除した日数」とする。
 - ④ 「児童の年齢区分」を「利用対象」に改める等、文言整理を行う。

手当に関するご案内

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方
精神障害で障害年金1級をお持ちの方
難病にり患されている方 へ



品川区福祉部障害者福祉課

1 手当の種類

障害がある方は、以下の手当を受けられる場合があります。

手当の種類	問い合わせ先
障害者福祉手当 (区の制度)	障害者福祉課 電話:03-5742-6707 FAX:03-3775-2000
重度心身障害者手当 (都の制度)	障害者福祉課 電話:03-5742-6707 FAX:03-3775-2000
特別障害者手当・障害児福祉手当 (国の制度)	障害者福祉課 電話:03-5742-6707 FAX:03-3775-2000
児童育成手当(障害手当) (区の制度)	子ども家庭支援課 電話:03-5742-9174 FAX:03-5742-6387
特別児童扶養手当 (国の制度)	子ども家庭支援課 電話:03-5742-9174 FAX:03-5742-6387

2 手当の内容

(1) 障害者福祉手当(区の制度)

【第1種手当】

●対象

心身に次のいずれかの障害がある、20歳以上65歳未満の障害者本人

- ①身体障害者手帳1～2級
- ②愛の手帳1～3度
- ③脳性まひ、進行性筋萎縮症

●手当額 月額 15,500 円

【第2種手当】

●対象

心身に次のいずれかの障害がある、65歳未満の障害者本人

- ①難病(343疾病)にり患し、以下のいずれかを
お持ちの方
ア 特定医療費(指定難病)受給者証
イ 医療券
※小児慢性にり患している方は個別にお問い合わせ
ください。

●手当額 月額 15,500 円

- ②身体障害者手帳3級
- ③愛の手帳4度
- ④戦傷病者手帳特別項症～4項症
- ⑤精神障害で、以下のいずれかに該当する方
ア 1級の年金を受給している
イ 特別障害者手当等(国制度)を受給している
ウ 特別児童扶養手当1級を受給している

●手当額 月額 8,500 円

【共通事項】

●支給制限

- ①児童育成手当(障害手当)を受給している場合
- ②特別養護老人ホームや障害者支援施設などに入所している場合
- ③本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合

●支給月

4・8・12月の25日頃に4カ月分をまとめて支給

●手続きに必要なもの

- ☐ 身体障害者手帳または愛の手帳
- ☐ 印鑑(朱肉をつかうもの)
- ☐ 通帳(本人名義のもの)
- ☐ 年金証書等の写し
(1級の年金受給者のみ)
- ☐ マイナンバーの分かるもの

●窓口

障害者福祉課障害者福祉係
電話:03-5742-6707
FAX:03-3775-2000

(2) 東京都重度心身障害者手当（都の制度）

●対象

心身に次のいずれかの障害がある、65歳未満の障害者本人

- ①重度の知的障害で、介護者が常に目が離せず、特別な配慮を必要とする程度の著しい精神症状のある方
- ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
- ③重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座位を保つことが困難な方

●手当額 月額 60,000 円

●支給月 毎月 20 日頃

●障害の判定

障害の判定は、手帳の所持とは別に、東京都心身障害者福祉センターで行います。

●支給制限

- ①施設に入所している場合
- ②病院、診療所に3カ月を超えて入院している場合
- ③本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合

●手続きに必要なもの

- ☐ 印鑑（朱肉をつかうもの）
- ☐ 通帳（本人名義のもの）
- ☐ マイナンバーの分かるもの

●窓口

障害者福祉課障害者福祉係
電話：03-5742-6707
FAX：03-3775-2000

(3) 特別障害者手当・障害児福祉手当（国の制度）

【特別障害者手当】 20 歳以上

●対象

おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で、かつ、重複の障害を有し（これらと同等の疾病、精神障害の方でも該当）日常生活において常時特別の介護を必要とする方

●手当額 月額 26,940 円（平成30年4月現在）

●支給月 2・5・8・11月に3カ月分をまとめて支給

●障害の判定

診断書に基づき、区判定医または東京都心身障害者福祉センターが判定します。

●支給制限

- ①施設に入所している場合
- ②病院、診療所に3カ月を超えて入院している場合
- ③本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合

●手続きに必要なもの

- ☐ 診断書（区役所の窓口でお渡しします）
- ☐ 印鑑（朱肉をつかうもの）
- ☐ 通帳（本人名義のもの）
- ☐ 年金証書等の写し（該当者のみ）
- ☐ マイナンバーの分かるもの

●窓口

障害者福祉課障害者福祉係
電話：03-5742-6707
FAX：03-3775-2000

【障害児福祉手当】 20 歳未満

●対象

おおむね身体障害者手帳1級（2級の一部）、愛の手帳1度（2度の一部）程度の常時介護を必要とする児童。（これらと同等の疾病、精神障害の児童）

●手当額 月額 14,650 円（平成30年4月現在）

●支給月 2・5・8・11月に3カ月分をまとめて支給

●障害の判定

診断書に基づき、区判定医または東京都心身障害者福祉センターが判定します。

●支給制限

- ①施設に入所している場合
- ②障害年金等を受給している児童
- ③本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合

●手続きに必要なもの

- ☐ 診断書（区役所の窓口でお渡しします）
- ☐ 印鑑（朱肉をつかうもの）
- ☐ 通帳（本人名義のもの）
- ☐ マイナンバーの分かるもの

●窓口

障害者福祉課障害者福祉係
電話：03-5742-6707
FAX：03-3775-2000

(4) 児童育成手当—障害手当—（区の制度）

●対象

次のいずれかの障害がある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者

- ①身体障害者手帳1・2級程度の児童
- ②愛の手帳1～3度程度の児童
- ③脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童

●手当額 月額 15,500 円

●支給月

2・6・10月の12日頃に4カ月分をまとめて支給

●支給制限

- ①父母・養育者の所得が基準の限度額以上のとき
- ②児童が里親等に委託されたとき
- ③児童が児童福祉法による施設に入所したとき
- ④申請者の住所が品川区にないとき

●手続きに必要なもの

- ☐ 印鑑(朱肉をつかうもの)
- ☐ 身体障害者手帳または愛の手帳
- ☐ 通帳またはキャッシュカード(申請者名義のもの)
- ☐ マイナンバーの分かるもの

●窓口 子ども家庭支援課医療助成係

電話：03-5742-9174 FAX：03-5742-6387

(5) 特別児童扶養手当（国の制度）

●対象

次のいずれかの障害がある20歳未満の児童を監護している父母または養育者

- ①身体障害者手帳1～3級程度（内部障害含む）下肢4級の一部
- ②愛の手帳1～3度程度（精神障害含む）

●手当額（平成30年4月現在）

- ・重度障害児（1級） 月額 51,700 円
- ・中度障害児（2級） 月額 34,430 円

●支給月

4・8・11月の11日頃に4カ月分をまとめて支給

●支給制限

- ①児童が児童福祉法による施設に入所したとき
- ②児童が障害を支給理由とする公的年金を受けられるとき
- ③父母・養育者の所得が基準の限度額以上のとき
- ④児童が里親等に委託されたとき
- ⑤申請者および児童の住所が国内にないとき

●手続きに必要なもの

- ☐ 印鑑(朱肉をつかうもの)
- ☐ 申請者と児童の戸籍謄本
(外国籍の場合は世帯全員の住民票)
- ☐ 通帳またはキャッシュカード(申請者名義のもの)
- ☐ 児童の障害を証明するもの
 - ・身体障害者手帳または愛の手帳
 - ・診断書(窓口でお渡しします)
- ☐ マイナンバーの分かるもの

●窓口 子ども家庭支援課医療助成係

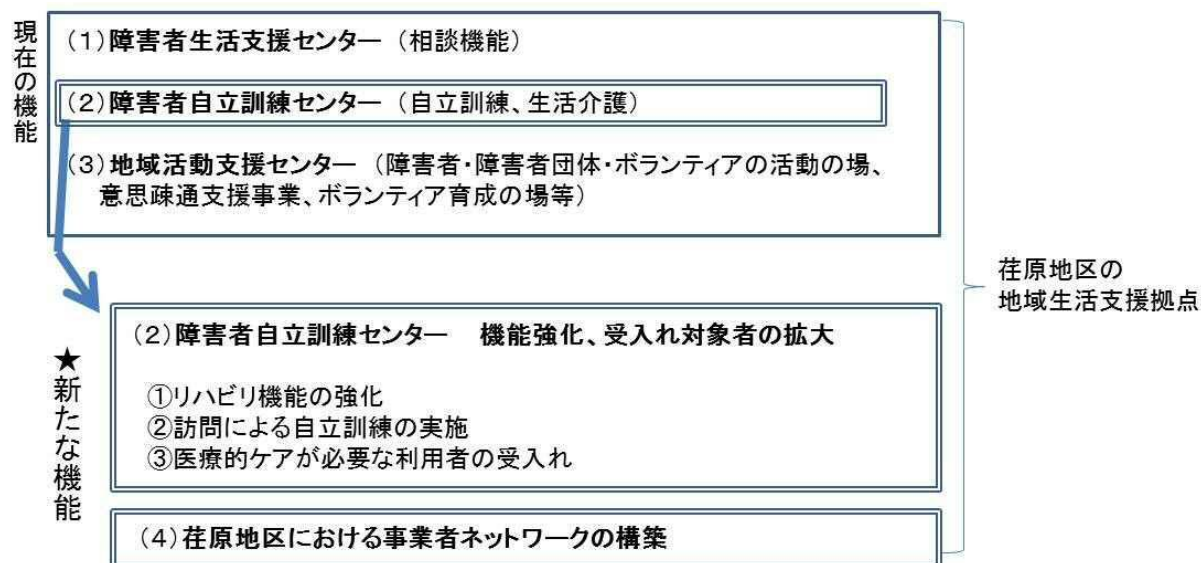
電話：03-5742-9174 FAX：03-5742-6387

3 所得制限基準額

種別	所得者 扶養義務者数			受給資格者所得限度額(円)			配偶者または扶養義務者の 所得限度額(円)		
	0人	1人	2人	0人	1人	2人	0人	1人	2人
障害者福祉手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	3,604,000	3,984,000	4,364,000	3,604,000	3,984,000	4,364,000
都重度心身障害者手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	3,604,000	3,984,000	4,364,000	3,604,000	3,984,000	4,364,000
特別障害者手当・障害児福祉手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000
児童育成手当(障害手当)	3,604,000	3,984,000	4,364,000	—	—	—	—	—	—
特別児童扶養手当	4,596,000	4,976,000	5,356,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000

2. 施設の充実

(1) 心身障害者福祉会館の機能の充実



(2) 就労継続支援 B 型事業所 1 か所増

- ①事業所名 TODAY 南品川
- ②所在地 品川区南品川 4-2-35 2 階
- ③運営事業者 リアルカンパニー株式会社
- ④定員 20 人 送迎有
- ⑤開設日 平成 31 年 2 月

(3) 精神障害者グループホーム（ユニット） 3 か所増

- ①事業所名及び所在地
 - ・ 9 3 5 ファミリーワン 大井ハウス 品川区大井 2-20-10
 - ・ 9 3 5 ファミリーワン 南品川ハウス 品川区南品川 4-1-9
 - ・ 9 3 5 ファミリーワン 鯨洲ハウス 品川区東大井 3-7-1
- ②運営事業者 一般社団法人日本代替医療食品研究会
- ③定員
 - ・ 大井ハウス 7 人
 - ・ 南品川ハウス 4 人
 - ・ 鯨洲ハウス 4 人
- ④開設日
 - ・ 大井ハウス 平成 30 年 6 月
 - ・ 南品川ハウス 平成 30 年 6 月
 - ・ 鯨洲ハウス 平成 30 年 9 月

新旧対照表

新	旧
品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱	品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱
制定 平成 1 8 年 9 月 区長決定 要綱 第 2 号 改正 平成 2 1 年 3 月 2 5 日 部長決定 要綱 第 2 9 9 号 改正 平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日 区長決定 要綱 第 1 6 号 改正 平成 2 5 年 3 月 4 日 区長決定 要綱 第 1 4 号 改正 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 部長決定 要綱 第 5 0 号 改正 平成 2 6 年 4 月 1 日 区長決定 要綱 第 1 1 6 号 改正 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 区長決定 要綱 第 3 6 5 号 <u>改正 平成 3 1 年 4 月 1 日 区長決定</u> <u>要綱 第 号</u>	制定 平成 1 8 年 9 月 区長決定 要綱 第 2 号 改正 平成 2 1 年 3 月 2 5 日 部長決定 要綱 第 2 9 9 号 改正 平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日 区長決定 要綱 第 1 6 号 改正 平成 2 5 年 3 月 4 日 区長決定 要綱 第 1 4 号 改正 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 部長決定 要綱 第 5 0 号 改正 平成 2 6 年 4 月 1 日 区長決定 要綱 第 1 1 6 号 改正 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 区長決定 要綱 第 3 6 5 号
(目的)	(目的)
第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」とい	第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」とい

う。)第22条第1項に規定する介護給付費等の支給の要否の決定(以下「支給決定」という。)を行うにあたって、法に定めるもののほか、支給決定における公平性および透明性を確保するため、介護給付費等支給決定基準(以下「支給決定基準」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給決定基準)

第2条 1人あたりの1ヶ月の支給量は、法第4条第4項に規定する障害支援区分ごとに、別表のとおりとする。

(支給決定案の作成)

第3条 区長は、支給決定を受けようとする障害者または障害児の保護者(以下「申請者」という。)。について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号) 第12条に規定する事項を勘案し、支給決定案を作成する。

(障害者介護給付費等支給審査会との連動)

第4条 区長は、支給決定を行うにあたり、必要があると認めるときは、品川区障害者介護給付費等支給審査会に意見を求めることができる。

(介護給付費等支給検討)

第5条 区長は、支給決定を行うにあたり、介護給付費等の支給の

う。)第22条第1項に規定する介護給付費等の支給の要否の決定(以下「支給決定」という。)を行うにあたって、法に定めるもののほか、支給決定における公平性および透明性を確保するため、介護給付費等支給決定基準(以下「支給決定基準」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給決定基準)

第2条 1人あたりの1ヶ月の支給決定基準の上限は、法第4条第4項に規定する障害支援区分ごとに、別表のとおりとする。

(支給決定案の作成)

第3条 区長は、支給決定を受けようとする障害者または障害児の保護者(以下「申請者」という)について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第12条第1項に規定する事項を勘案し、支給決定案を作成するものとする。

(障害支援区分認定審査会との連動)

第4条 区長は、前条の規定により作成した支給決定案により算出した支給量が、第2条に規定する支給決定基準の上限を著しく超える決定が必要な場合は、品川区障害支援区分認定審査会(以下「審査会」という。)に、支給決定案の妥当性の是非について意見を聴取するものとする。

(介護給付費等支給検討)

第5条 区長は、前条の審査会の意見を踏まえ、支給決定を行うに

要否および支給量等を検討するため、品川区障害者ケア計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（支給決定の要否）

第6条 区長は、前条に規定する検討会が実施した検討結果を基に、介護給付費等の支給決定を行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

あたり、介護給付費の要否、介護給付支給量等のケア計画を検討するため、品川区障害者ケア計画検討会（以下「検討会」という。）を設置し、給付が適切に実施されるようアセスメント評価を実施するものとする。

（支給決定の要否）

第6条 区長は、前条に規定する検討会が実施したアセスメント評価の結果を踏まえ、介護給付費等の支給決定を行うものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

別表 品川区介護給付費等支給決定基準(新)

平成31年4月1日施行予定

【介護給付】

サービスの種類	サービスの利用要件（利用者像）	サービスの内容	障害支援区分	支給量		
居宅介護（家事援助）	障害支援区分1以上の障害者または障害児	居宅において調理、掃除、洗濯、買物等の家事の援助		合計単位数	（家事援助のみ支給の場合）	（身体介護のみ支給の場合）
			区分1	6,420単位／月	34時間／月	16時間／月
居宅介護（身体介護）	障害支援区分1以上の障害者または障害児	居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護	区分2	8,160単位／月	43時間／月	21時間／月
			区分3	14,880単位／月	78時間／月	38時間／月
通院等介助（身体介護なし）	障害支援区分1以上の障害者または障害児	一人で通院等をすることが困難な方への支援	区分4	16,640単位／月	88時間／月	43時間／月
			区分5	22,240単位／月	117時間／月	57時間／月
通院等介助（身体介護あり）	障害支援区分2以上の障害者または障害児であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、ア～オの状態のいずれか1つ以上に認定されていること （ア）「歩行」 全面的な支援が必要 （イ）「移乗」（ウ）「移動」に見守り等の支援、部分的な支援、または全面的な支援が必要 （エ）「排尿」（オ）「排便」に部分的な支援または全面的な支援が必要	トイレ介助、車いすの介助など、通院等の外出に直接関連する身体介護	区分6	32,160単位／月	170時間／月	83時間／月
			障害児	12,480単位／月	66時間／月	32時間／月
				【特記事項】 支給量は、居宅介護、通院等介助を合算した区分ごとの月の合計単位数および時間数を示す。 定める支給量については、30分単位に定められる。		
通院等乗降介助	障害支援区分1以上の障害者または障害児	ヘルパーが自ら運転する車両への乗降の介助、乗降前後の屋外の移動介助、通院先での受診等の手続きと移動介助	区分1	27回／月		
			区分2	39回／月		
			区分3	59回／月		
			区分4以上	99回／月		
重度訪問介護	障害支援区分4以上であって、次のアまたはイのいずれかに該当する方 （ア）次の（1）（2）のいずれにも該当する方 （1）2肢以上に麻痺等があること （2）障害支援区分の認定調査項目のうち、歩行、移乗、排尿、排便のいずれもが支援不要以外と認定されていること （イ）障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等12項目の合計点数が10点以上の方	居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事や外出時の移動の介護を行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設または介護医療院に入院または入所している方に意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。	区分4	248時間／月		
			区分5	279時間／月		
			区分6	310時間／月		
同行援護	視覚障害により著しく移動に困難を伴う方で、同行援護アセスメント調査票の調査項目中「視力障害」、「視野障害」、「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方	外出時に同行し、移動に必要な情報提供（外出先での代筆代読を含む）、移動の援護その他必要な支援を行う。	区分なし	60時間／月		
行動援護	障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等12項目の合計点数が10点以上の方	知的障害または精神障害により行動上著しく困難を有する方であって常時介護が必要な方に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他行動する際に必要な援助	区分3	37時間／月		
			区分4	50時間／月		
			区分5	66時間／月		
			区分6	86時間／月		
			障害児	47時間／月		
重度障害者等包括支援	意思疎通に著しく困難を伴い、常時介護を要する方のうち、その介護の必要の程度が著しく高い方で、障害支援区分6の重度訪問介護や行動援護対象者等（他の要件あり） （Ⅰ型の状態像）筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症（ALS）、脊髄損傷、遷延性意識障害等 （Ⅱ型の状態像）重症心身障害者等 （Ⅲ型の状態像）強度行動障害等	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助を包括的に提供する。	区分6	85,750単位／月		

短期入所	(ア)障害支援区分1以上の方 (イ)5領域11項目の調査における単価区分が区分1以上の障害児	障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な支援を行う。	区分1～ 区分6	10日／月 【特記事項】 緊急に施設入所を要するなどのやむを得ない理由等の場合は、31日給付できる。
			児童区分 1～3	
施設入所支援	(ア)生活介護を受けている方で障害支援区分4(50歳以上は区分3)以上の方 (イ)自立訓練または就労移行支援を受けている方で、入所しながらの訓練が必要かつ効果的と認められる方または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方 (ウ)生活介護を受けている方でアに掲げる障害支援区分より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、区が必要と認めた方 (エ)就労継続支援B型を受けている方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、区が必要と認めた方	主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。	区分3～ 区分6	各月の日数
生活介護	常時介護等の支援が必要な方として次に掲げる方 (ア)障害支援区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上の方 (イ)年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上の方 (ウ)障害者支援施設に入所する方で障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、区が必要と認めた方	障害者支援施設等において、入浴、排せつおよび食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行う。	区分3～ 区分6	23日／月・各月の日数 【原則の日数】 各月の日数－8日あるいは 施設入所支援をとまう場合は月の日数
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方として次に掲げる方 (ア)筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器利用の方で、障害支援区分6の方 (イ)筋ジストロフィー患者または重症心身障害の方で、障害支援区分5以上の方	主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行う。	区分5～ 区分6	各月の日数

【訓練等給付】

サービスの種類	サービスの利用要件	サービスの内容	支給量
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方	障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通わせ、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。	23日／月 【原則の日数】 各月の日数－8日
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方	障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通わせ、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。	23日／月 【原則の日数】 各月の日数－8日
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)におけるサービス利用要件に該当する方のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な方	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。	各月の日数
就労移行支援	就労を希望する原則65歳未満の障害がある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方	生産活動、職場体験、その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後ににおける職場への定着のために必要な支援を行う。	23日／月 【原則の日数】 各月の日数－8日
就労継続支援A型	企業等に就職することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な原則65歳未満の障害のある方	生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上に必要な訓練その他の必要な支援を行う。	23日／月 【原則の日数】 各月の日数－8日
就労継続支援B型	企業等の雇用に結びつかない方や一定の年齢に達している方で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかるとの知識および能力の向上や維持が期待される方	生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上に必要な訓練その他の必要な支援を行う。	23日／月 【原則の日数】 各月の日数－8日

就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された方で、就労を継続している期間が6月を経過した方	通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業等との連絡調整を行うとともに雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での問題への相談、指導、助言等を行う。	各月の日数
自立生活援助	障害者支援施設、共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者や居宅で自立した日常生活を営む上で生じる問題に対する支援が見込めない状況にある障害者等で支援を要する方	居宅における自立した生活を営む上で、定期的な巡回や随時の通報を受けて行う訪問、相談対応により、障害者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、相談、指導を行う。	各月の日数
共同生活援助	障害者（身体障害者にあつては65歳未満）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	各月の日数

【地域相談支援】

サービスの種類	サービスの利用要件	サービスの内容	支給量
地域移行支援	以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方 （ア）障害者支援施設、 <u>のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院</u> に入所している方 （イ）精神科病院に入院している精神障害者 （ウ）救護施設または更生施設に入所している方 （エ）刑事施設、少年院に収容されている方 （オ）更生保護施設に入所している方または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している方	住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談 <u>その他の必要な支援を行う。</u>	各月の日数
地域定着支援	<u>（ア）居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方</u> <u>（イ）同居する家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方</u> <u>（障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も含む。）</u>	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談 <u>その他必要な支援を行う。</u>	各月の日数

別表

品川区障害福祉サービスの支給決定基準(旧)

【介護給付費】

サービスの種類	サービスの利用要件（利用者像）	サービスの内容	支給量を定める単位	障害支援区分	支給量（上限基準量）				有効期間 （最短～最長）	
					標準 （単位/月）	時間換算 （身体/家事）		特記事項		審査会に諮る基準
居宅介護（家事援助）	障害支援区分1以上の障害者または障害児	調理、掃除、洗濯、買物等の家事の援助	時間（30分）／月	区分1	6,420	16	34	・標準単位は、居宅介護、通院等介助を合算した区分ごとの単位を示す。 ・ケア会議等で必要性が認められる場合は、期間を限定し、標準量を超える給付ができる。 ・通院介助にあたり、人工透析などで通院が必要であり、医療上必要と認められる場合は、標準量を超える給付ができる。 ・介護保険該当者は、介護保険サービスの支給限度基準額まで利用している場合であって、障害級の事由による必要が認められる場合に限り、標準単位の半数を上限に適用することができる。	・上限基準量を大幅に超える支給量の決定が必要な場合 ・障害支援区分に疑義が生じた場合	1か月～1年
居宅介護（身体介護）	障害支援区分1以上の障害者または障害児	入浴、排せつ、食事介助等の援助		区分2	8,160	21	43			
通院等介助（身体介護なし）	障害支援区分1以上の障害者または障害児	一人で通院等を行うことが困難な方への支援		区分3	14,880	38	78			
通院等介助（身体介護あり）	障害支援区分2以上の障害者または障害児であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、ア～オの状態のいずれか1つ以上に認定されていること ア)「歩行」 全面的な支援が必要 イ・ウ)「移乗」「移動」に見守り等の支援、部分的な支援、または全面的な支援が必要 エ・オ)「排尿」「排便」に部分的な支援または全面的な支援が必要	トイレ介助、車いすの介助など、通院等の外出に直接関連する身体介護		区分4	16,640	43	88			
				区分5	22,240	57	117			
				区分6	32,160	83	170			
				障害児	12,480	32	66			
通院等乗降介助	障害支援区分1以上の障害者または障害児	ヘルパーが自ら運転する車両への乗降の介助、乗降前後の屋外の移動介助、通院先での受診等の手続きと移動介助	回／月	区分1	2,800	27回		・ケア会議等で必要性が認められる場合は、期間を限定し、標準量を超える給付ができる。	・上限基準量を大幅に超える支給量の決定が必要な場合 ・障害支援区分に疑義が生じた場合	1か月～1年
			区分2	4,000	39回					
			区分3	6,000	59回					
			区分4以上	10,000	99回					
重度訪問介護	障害支援区分4以上であって、次のアまたはイのいずれかに該当する方 （ア）次の（1）（2）のいずれにも該当する方 （1）2肢以上に麻痺等があること （2）障害支援区分の認定調査項目のうち、歩行、移乗、排尿、排便のいずれもが支援不要以外と認定されていること （イ）障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等12項目の合計点数が10点以上の方	重度の肢体不自由の方や重度の知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方で、常時、介護が必要な方に入浴、排せつ、食事等の介助や外出時の移動の介助	時間／月	区分4	248時間／月		・ケア会議等で必要性が認められる場合、標準量を超える給付ができる。 ・単身世帯又はこれに準ずる世帯、又は重度包括支援該当者であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要と認める場合等は1日当たり12時間まで給付できる。 ・介護保険該当者は、特別障害者認定を受け、かつ、介護保険による訪問介護を支給限度基準額まで利用している場合において、合算して一日8時間の範囲で適用を認める。	・上限基準量を大幅に超える支給量の決定が必要な場合 ・障害支援区分に疑義が生じた場合	1か月～1年	
			区分5	279時間／月						
			区分6	310時間／月						
同行援護（身体介護なし）	視覚障害により著しく移動に困難を伴う方で、同行援護アセスメント調査表の視力、視野、夜盲のいずれかが1点以上であり、移動の点数が1点以上の方	視覚障害により移動に著しく困難を有する方に、移動に必要な情報提供（外出先での代筆代読を含む）、移動の介助等外出支援	時間／月	区分なし～区分2以上	12,000	60		・ケア会議等で必要性が認められる場合は、期間を限定し、標準量を超える給付ができる。 ・通院介助にあたり、人工透析などで定期的に通院が必要であり、医療上必要と認められる場合は、標準量を超える給付ができる。	・上限基準量を大幅に超える支給量の決定が必要な場合 ・障害支援区分に疑義が生じた場合	1か月～1年
同行援護（身体介護あり）	上記要件に加え、障害支援区分2以上であって、次のいずれか1つ以上に認定されていること。 歩行に全面的支援、移乗移動に見守り等・部分、全面の支援、排尿排便に部分、全面の支援					29				
					障害児	9,000	22			
行動援護	障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等12項目の合計点数が10点以上の方	知的障害または精神障害により行動上著しく困難を有する方であって常時介護を要し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助	時間／月	区分3	12,000	30		行動障害等の状況により、標準量では、不都合が生じる場合	・上限基準量を大幅に超える支給量の決定が必要な場合 ・障害支援区分に疑義が生じた場合	1か月～1年
				区分4	15,700	39				
				区分5	20,900	52				
				区分6	27,000	67				

				障害児	14,800	37		
重度障害者等包括支援	意思疎通に著しく困難を伴い、常時介護を要する方のうち、その介護の必要の程度が著しく高い方で、障害支援区分6の重度訪問介護や行動援護対象者等（他の要件あり） （Ⅰ型の状態像）筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症（ALS）、脊髄損傷、遷延性意識障害等 （Ⅱ型の状態像）重症心身障害者等 （Ⅲ型の状態像）強度行動障害	常時介護を要する障害をお持ちの方等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援を包括的に提供 ・1日12時間を超えない範囲 4時間につき802単位 ・1日12時間を超える範囲 4時間につき781単位 ・短期入所 1日につき892単位 ・共同生活援助 1日につき961単位	単位／月	区分6	84,000	・ケア会議等で必要性が認められる場合は、標準量を超える給付ができる ・介護保険該当者は、介護保険による給付を優先し、月32,960単位を上限として適用を認める。	・上限基準量を大幅に超える支給量の決定が必要な場合 ・障害支援区分および該当事項に疑義が生じた場合	1か月～1年
短期入所	障害支援区分1以上の方	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、施設等への短期の入所を必要とする方を入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援	日／月	区分1～ 区分6 児童区分 1～3	10日／月	・緊急に施設入所を要するなど、やむを得ない理由等の場合は、31日給付できる。	・施設入所を要し、長期間（おおむね3カ月以上）の給付が見込まれる場合など	1か月～1年
施設入所支援	生活介護を受けている方で、障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の方 自立訓練又は就労移行支援を受けている方で、入所しながらの訓練が必要かつ効果的と認められる方	施設に入所する障害のある方に、主として夜間に入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援	日／月	区分3～ 区分6	各月の日数	-	・障害支援区分に疑義が生じた場合	1か月～3年 （日中活動サービスの有効期間内）
生活介護	常時、介護を必要とする身体障害・知的障害・精神障害のある方で、障害支援区分が3以上の方 （50歳以上は区分2以上の方）	日中に施設で排泄、食事の介護や日常生活上の支援や創作活動等の機会を提供。 身体能力、生活能力の維持向上を図る。	日／月	区分3～ 区分6	23日／月・各月の日数 【原則の日数】 各月の日数－8日あるいは施設入所支援をともなう場合は、月の日数	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	・障害支援区分に疑義が生じた場合	1か月～3年
療養介護	筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器利用の方で、障害支援区分6の方 筋ジストロフィー患者または重症心身障害の方で、障害支援区分が5以上の方	病院等への長期入院により医療的ケアに加え、食事、入浴、排せつ等の介護を提供	日／月	区分6	各月の日数		・障害支援区分に疑義が生じた場合	1か月～3年

【訓練等給付費】

サービスの種類	サービスの利用要件	サービスの内容	支給量を定める単位	上限基準量			有効期間 (最短～最長)
				標準(日数)	特記事項	審査会に諮る基準	
自立訓練(機能訓練)	身体機能、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害のある方	入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで必要な身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持回復などの支援が必要な方や特別支援学校を卒業した方で同様の支援が必要な方に、個々に応じた訓練を提供	日／月	23日／月 【原則の日数】 各月の日数－8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	・疑義が生じた場合	18か月以内を標準とする。 ※当初は最長1年
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営むうえで、生活能力の維持向上等のため一定の支援が必要な障害のある方	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を提供。	日／月	23日／月 【原則の日数】 各月の日数－8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	・疑義が生じた場合	24か月以内を標準とする。 (長期に亘って入所(入院)していたものなどを対象とする場合には36か月以内)
宿泊型自立訓練	知的障害または精神障害のある方	居室その他の設備を利用しながら、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、生活訓練、入浴、容姿、着替え等の支援、生活等に関する相談、助言、健康管理の支援	日／月	各月の日数		・疑義が生じた場合	24か月以内を標準とする。 ※当初は最長1年
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害がある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。	生産活動、職場体験、その他の活動機会を提供、その他に就労に必要な知識及び能力の状況のため必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着等の支援を提供	日／月	23日／月 【原則の日数】 各月の日数－8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	・疑義が生じた場合	24か月以内を標準とする。 ※当初は最長1年
就労継続支援A型	企業等に就職することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある方	生産活動その他活動機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練等の支援を提供	日／月	23日／月 【原則の日数】 各月の日数－8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	・疑義が生じた場合	1か月～3年
就労継続支援B型	企業等の雇用に結びつかない方や一定の年齢に達している方で、就労の機会等を通じ、生産活動に関する知識や能力向上に必要な訓練等の支援を要する方	生産活動その他活動機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練等の支援を提供	日／月	23日／月 【原則の日数】 各月の日数－8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	・疑義が生じた場合	1か月～3年

共同生活援助	65歳未満の障害者	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行う	日／月	各月の日数			1か月～3年 (地域移行型ホームは最長2年)
--------	-----------	---	-----	-------	--	--	---------------------------

【地域相談支援】

サービスの種類	サービスの利用要件	サービスの内容	支給量を定める単位	上限基準量			有効期間 (最短～最長)
				標準(日数)	特記事項	審査会に諮る基準	
地域移行支援	以下の施設に入所、入院、収容、宿泊等されている障害のある方 障害者支援施設、精神科病院(精神障害)、救護施設、更生施設、刑事施設、少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム	住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援	日／月	各月の日数			1か月～6ヶ月 緊急時の支援体制が見込まれる場合は2年)
地域定着支援	障害のある方で、居宅において単身または施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等の支援	日／月	各月の日数			1か月～1年 緊急時の支援体制が見込まれる場合は2年)

新旧対照表

新	旧
品川区障害児通所給付費等の支給決定基準に関する要綱 制定 平成 2 4 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 119 号 改正 平成 2 7 年 7 月 2 1 日 部長決定 要綱第 4 4 4 号 改正 平成 2 9 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 6 5 号 改正 平成 2 9 年 12 月 5 日 区長決定 要綱第 149 号 <u>改正 平成 3 1 年 4 月 1 日</u> <u>区長決定 要綱第 号</u>	品川区障害児通所給付費等の支給決定基準に関する要綱 制定 平成 2 4 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 119 号 改正 平成 2 7 年 7 月 2 1 日 部長決定 要綱第 4 4 4 号 改正 平成 2 9 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 6 5 号 改正 平成 2 9 年 12 月 5 日 区長決定 要綱第 149 号
(目的) 第 1 条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)第21条の 5 の 7 に規定する障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下「通所支給決定」という。)を行うにあたって、法に規定するもののほか、支給決定における公平性および透明性を確保するため、障害児通所給付費等支給決定基準(以下「通所支給決定基準」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第 1 条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)第21条の 5 の 7 に規定する障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下「通所支給決定」という)を行うにあたって、法に規定するもののほか、支給決定における公平性および透明性を確保するため、障害児通所給付費等支給決定基準(以下「通所支給決定基準」という)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
(<u>通所</u> 支給決定基準) 第 2 条 <u>障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものとなるため、その支給決定にあたっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する視点をもち、支給の要否及び必要な支給量について適切な判断を行う。</u> <u>2 支給量については、障害児通所支援の各事業について通所給付</u>	(支給決定基準) 第 2 条 一人あたりの 1 ヶ月の通所支給決定基準は、障害児通所支援の種類ごとに、別表を標準とする。ただし、障害児の心身の状態、介護を行う者の状況、障害児およびその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向などを勘案した結果、別表の標準を超えて支給をする必要があると認める場合は、別表の標準を超えて支給をすることができる。

新	旧
<u>決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月あたりの利用日数を定めることとするが、原則として、各月の日数から8日を控除した日数を上限とする。</u> <u>3 通所支給決定基準は、障害児通所支援の種類ごとに別表のとおりとする。</u> (支給決定案の作成) 第3条 区長は、通所支給決定を受けようとする障害児の保護者(以下、「申請者」という。)について、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の10に規定する障害児通所の際の勘案事項に規定する事項を勘案し、支給決定案を作成するものとする。 (障害児通所支援の必要性に関する意見の聴取) 第4条 区長は、通所支給決定を行うにあたり、当該申請に係る障害児が障害者手帳を有していない場合<u>等、必要があると認めるときは、</u>かかる医療機関等に対し、医師意見書により意見を聴取する<u>ことができる。</u> 2 区長は、当該申請に係る障害児が前項の規定による医療機関等にかかっていない、もしくは保護者がかかることを拒む場合には、相談機関等での医師の所見、もしくは児童相談所等への意見を聴取する<u>ことができる。</u> (障害児通所給付費等支給検討) 第5条 区長は、支給決定を行うにあたり、<u>品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱(平成31年4月1日要綱第 号)第5条に規定する「品川区障害者ケア計画検討会」(以下「検討会」という。)において、障害児通所給付費等の支給の要否および支給量等を検討する。</u>	(支給決定案の作成) 第3条 区長は、通所支給決定を受けようとする障害児の保護者(以下、「申請者」という。)について、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の10に規定する障害児通所の際の勘案事項に規定する事項を勘案し、支給決定案を作成するものとする。 (障害児通所支援の必要性に関する意見の聴取) 第4条 区長は、通所支給決定を行うにあたり、当該申請に係る障害児が障害者手帳を有していない場合、基礎資料となる心身の障害に対する療育の必要性等について、かかる医療機関等に対し、医師意見書により意見を聴取する。 2 区長は、当該申請に係る障害児が前項の規定による医療機関等にかかっていない、もしくは保護者がかかることを拒む場合には、相談機関等での医師の所見、もしくは児童相談所等への意見を聴取する。 (障害児通所給付費等支給検討) 第5条 区長は、前条の意見等を踏まえ、支給決定を行うにあたり、当該対象児の身体的状況、生活の状況等を勘案して障害児通所支援計画(案)を作成し、関する介護給付費等支給検討に位置づけられている「品川区障害者ケア計画検討会」(以下「検討会」という)の中で、給付が適切に実施されるようアセスメント評価を実施するものとする。更新時等、必要に応じて利用継続の要否等について見

新	旧
(支給決定の要否) 第6条 区長は、前条に規定する検討会が実施した<u>検討</u>結果を<u>基</u>に、障害児通所給付費等の<u>通所</u>支給決定を行うものとする。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。 付 則 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。 付 則 この要綱は、平成27年9月1日から適用する。 付 則 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。 付 則 この要綱は、平成29年12月5日から適用する。 <u>付 則</u> <u>この要綱は、平成31年4月1日から適用する</u>	直しを行うものとする。 (支給決定の要否) 第6条 区長は、勘案事項、療育に関する意見聴取等をふまえた検討会の結果を踏まえ、障害児通所給付費等の支給決定を行うものとする。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。 付 則 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。 付 則 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。 付 則 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。 付 則 この要綱は、平成29年12月5日から適用する。

新

別 表（支給基準）

<u>種 別</u>	<u>利用対象</u>	<u>一月の一人あたりの原則上限日数</u>
児童発達支援	<u>療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児</u>	<u>各月の日数から8日を控除した日数</u>
<u>医療型</u> 児童発達支援	<u>肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児</u>	<u>各月の日数から8日を控除した日数</u>
放課後等 デイサービス	<u>学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園および大学を除く。）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児</u>	<u>各月の日数から8日を控除した日数</u>
<u>居宅訪問型</u> 児童発達支援	<u>重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児</u>	<u>各月の日数から8日を控除した日数</u>

<u>種 別</u>	<u>訪問先の対象</u>	<u>利用（訪問）の頻度</u>
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、 <u>乳児院、児童養護施設</u> その他児童が集団生活を営む施設として、区が認める施設	概ね、2週間に1回程度 ※受け入れ施設との協議による。

別 表（支給基準）

障害児通所支援	児童の年齢区分	一月の基本となる支給回数
児童発達支援 (医療型含む)	未就学の児童の内、基礎集団がなく、 療育機関での支援が中心となる 場合 (年齢概ね 3 歳を迎える年齢～)	月 2 3 日 ※母子分離による支援が可能になった年齢。
	未就学の児童の内、基礎集団がある児童（年齢概ね 3 歳～）	月 1 0 日 ※ 所属する幼稚園等の利用の方が主とする考え方 (月～金 5 日の内、3 日を基礎集団に通い、週 2 日療育機関での支援を受ける)
放課後等 デイサービス	学齢児	月 1 0 日 ※ (学校終了後等に行う支援としての利用のため週 2 回を基本とする。)

障害児通所支援	訪問先の対象	利用（訪問）の頻度
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、 小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、区が認める施設	概ね、2 週間に 1 回程度、 ※受け入れ施設との協議による。